

庁中一般

**改正**

平成27年4月1日訓令第36号

平成28年6月13日訓令第34号

加西市新規就農者支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、加西市において農業経営の確立を目指す新規就農者の定着を促進し、本市の農業の振興を図るために補助を行う支援事業に関し必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就農 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第18条に規定する利用権の設定又は農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する権利設定により、新たに農業経営を開始することをいう。
- (2) 認定新規就農者 基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。

(補助金の交付対象)

**第3条** 市長は、予算の範囲内において、この要綱に基づき事業に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業、補助要件及び補助金額は別表第1のとおりとする。

2 前項に規定する補助の対象者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 本市に住民登録し、前項の補助金の交付申請初年度の4月1日現在において18歳以上50歳未満の者で、次に掲げるもののいずれかに該当する者
  - ア 青年等就農計画の認定日から5年未満の者
  - イ 加西市就農研修受入農業者支援補助金交付要綱（平成26年加西市訓令第32号）に規定する研修者（以下「研修者」という。）
  - ウ 農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「農業人材力強化事業」という。）に規定する法人等就業研修生（以下「就業研修生」という。）
- (2) 補助金の対象となる事業の終了後、引き続き5年以上農業に従事し、かつ市内に居住し続

ける意思があると認められる者

(3) 市税等を滞納していないこと

(4) 国又は県等から同様の事由による補助金等を受けていないこと

(5) 求職者支援制度等の生活費を支給する国又は県等の補助金を受給していないこと

(6) 加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと

（交付申請及び決定）

**第4条** 前条の補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に、別表第2に掲げる事業の区分に応じた書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、交付の申請をした者に対して補助金交付決定通知書により通知するものとする。

（決定内容の変更）

**第5条** 前条第2項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定に係る内容を変更しようとするときは、補助金交付決定内容変更申請書に理由を付して市長に提出しなければならない。

（決定内容の変更承認）

**第6条** 市長は、前条の規定により変更の申請があったときは、その内容を審査し、その結果について、補助事業者に対して補助金交付決定内容変更承認通知書により通知するものとする。

（実績報告）

**第7条** 補助事業者は、事業が完了したときは、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書に別表第3に掲げる事業の区分に応じた書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（額の確定）

**第8条** 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対して補助金額確定通知書により通知するものとする。

（補助金の請求）

**第9条** 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金請求書により、市長に補助金を請求するものとする。ただし、別表第1中経営自立安定化支援事業、農地賃借料助成事業及び住居費助成事業は、

第4条第2項又は第6条の通知を受けて請求するものとする。

(補助金の交付)

**第10条** 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(営農状況報告)

**第11条** 補助事業者は、補助金の交付を受けた日から起算して5年を経過する日までの間、毎年の営農状況を、営農状況報告書に当該年の青色申告書及び青色申告決算書（農業所得用）の写しを添付して、市長に報告しなければならない。

(交付決定の取消し)

**第12条** 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 事業の実施が著しく不相当であると認められたとき
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この要綱の規定に違反したとき

2 市長は、前項の取消しの決定を行ったときは、その旨を補助事業者に対して補助金交付決定取消通知書により通知するものとする。

(補助金の返還)

**第13条** 市長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書により、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

**附 則** (平成27年4月1日訓令第36号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年6月13日訓令第34号)

この訓令は、平成28年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業	補助要件	補助金額
経営自立安定化支援事業	Iターン就農者又は市内非農家就農者であって、市内での就農後3年未満であること。	3年間助成 1年目：15万円／月 2年目：10万円／月 3年目：5万円／月
施設機械整備事業	農業用施設若しくは農業用機械の導入により規模拡大若しくは効率的な農業経営を目指すこと又は自作農産物を使って加工販売を行う施設若しくは機械の導入により経営の拡大と多角化を目指すこと。	施設又は機械の導入に要する経費の1/2以内（上限300万円）
農地賃借料助成事業	基盤強化法に基づき、6年以上の利権の設定により新たに農地を借受けること。	賃借権設定額全額（上限1万円／10a） ただし補助金額の上限は5万円／年とし、3年を限度とする。
住居費助成事業	賃貸契約により市内の民間賃貸住宅に居住していること。	12,000円以内／月（共益費や駐車場使用料等を除いた額を上限とし、3年を限度とする。）

別表第2（第4条関係）

事業	添付書類
経営自立安定化支援事業	1 農業経営計画書 2 青年等就農計画認定通知書の写し 3 青年等就農計画書の写し 4 その他市長が必要と認める書類
施設機械整備事業	1 農業経営計画書 2 施設機械整備計画書 3 収支予算書 4 導入する機械又は施設のカタログ 5 導入する機械又は施設の見積書の写し

	6 青年等就農計画認定通知書の写し 7 青年等就農計画書の写し 8 その他市長が必要と認める書類
農地賃借料助成事業	1 農業経営計画書 2 農地賃借料助成事業計画書 3 農地賃貸借契約書の写し 4 青年等就農計画認定通知書の写し 5 青年等就農計画書の写し 6 その他市長が必要と認める書類
住居費助成事業	1 農業経営計画書 2 住居費助成事業計画書 3 住居賃貸借契約書の写し 4 青年等就農計画認定通知書の写し（研修者については、加西市就農研修受入農業者支援補助金交付要綱第6条第2項に規定する研修実施認定書の写し。就業研修生については、農業人材力強化事業別記2に規定する農の雇用事業採択通知書の写し。） 5 青年等就農計画書の写し（研修者については、加西市就農研修受入農業者支援補助金交付要綱第6条第1項に規定する研修希望調書の写し。就業研修生については、農業人材力強化事業別記2に規定する研修実施計画書の写し。） 6 その他市長が必要と認める書類

別表第3（第7条関係）

事業	添付書類
経営自立安定化支援事業	1 確定申告及び収支内訳書（農業所得用）の写し（2年目以降は青色申告書及び青色申告決算書（農業所得用）の写し） 2 その他市長が必要と認める書類
施設機械整備事業	1 収支決算書 2 機械の導入又は施設の設置に係る支払いを証する書類の写し 3 その他市長が必要と認める書類

農地賃借料助成事業	1 農地賃借料を支払ったことを証する書類の写し 2 その他市長が必要と認める書類
住居費助成事業	1 家賃を支払ったことを証する書類の写し 2 その他市長が必要と認める書類